

信用保証料補助制度のご案内

刈谷市では、愛知県信用保証協会の保証により融資を受けた中小企業者に対し、必要となった信用保証料を補助しますので、ご利用ください。

申請できるかた

- ◇ 主に刈谷市内において営業する個人、会社等
※ ただし、刈谷市に住民登録がない個人、刈谷市に本店又は主たる事業所の登記がない会社等は、主に刈谷市に所在する事業所に必要な資金として借入れを行った場合に限りま

対象融資制度・補助金額

- ◇ 納付した金額に対し、以下の表により算出した金額を補助します。

対象融資制度	補助率	限度額
・愛知県小規模企業等振興資金（振、振小） ・愛知県経済環境適応資金（パワーアップ資金） ・刈谷市商工業者事業資金（マル刈）	80%	同一年度内で20万円 （市外事業者は10万円）
・愛知県経済環境適応資金（環伴、環創、環特など）	100%	同一年度内で40万円 （市外事業者は20万円）
・愛知県経済環境適応資金 セーフティネット保証4号及び5号（環セ80、環セ100）	100%	同一年度内で100万円 （市外事業者は50万円）

※補助率、限度額は令和6年4月1日から変更。

- 既に借入れを行った融資を完済することを条件に付して借入れを行った場合は、返済による返戻保証料を差し引いた金額が補助対象となります。
○ 信用保証料を分割納付する場合、1回目に納付した金額のみ補助対象となります。
○ 無担保と有担保との併用の場合は、合算して取り扱います。

申請方法

- ◇ 申請に必要なもの

(1) 信用保証料補助金交付申請書兼請求書

※取り扱った金融機関で必ず証明を受けてください

申請期限は、融資実行日から
30日以内です。

(2) 信用保証書の写し（取り扱った金融機関にてお受け取りください）

(3) 主に刈谷市に所在する事業所に必要な資金として借入れを行ったことが判断できる書類一式の写し（市外の事業者の方のみ）

(4) 返戻保証料の額を証明する書類の写し（既に借入れを行った融資を完済することを条件に付して借入れを行った場合のみ。）

※保証料補助金の交付を受けた融資を繰上償還し保証料の返戻があった場合、補助金の返還が必要な場合があります。